

2023年2月27日

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス

代表取締役社長 大高 敦

問合せ先：経営戦略室 03-3517-3800

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、あらゆる企業活動の実践に際して公正かつ健全な事業活動の推進を図ることを目的として、以下の企業行動指針に基づく企業倫理を徹底し、経営の効率性及び健全性を高め、透明性の高い経営体制を構築し、株主をはじめとするステークホルダーを重視して企業価値の向上と社会的責任を果たすためにコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

#### 【企業行動指針】

##### (1) 企業活動の目的

当社は、事業を通じ、企業価値の向上を図るとともに、有用なサービス・商品を安全性にも配慮して創出・提供し、物心共に豊かな社会の実現に努めております。

##### (2) 公明正大な企業活動

当社は、企業活動の展開に当たり、諸法規、国際的な取決め及び社内規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとります。

##### (3) 人権・社員の尊重

当社は、人権を尊重し、差別を行いません。また、人材育成を通じて企業活動の維持・向上を図るとともに、社員の人格・個性を尊重します。

##### (4) 情報の公開

当社は、企業情報を適切に管理するとともに、ステークホルダーを含め社会一般からの正しい理解を得、透明性の保持を図るため、情報を適時・適切に公開します。

##### (5) 地球環境への配慮

地球環境に配慮しない企業は存続しえないとの認識に立ち、企業活動のあらゆる面において地球環境の保全に努め、持続可能な発展を目指します。

##### (6) 社会貢献活動

当社は、社会の一員として、より良い社会の実現に向けて積極的に社会貢献活動を行います。また、社員による自発的な社会貢献活動を支援します。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

—

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	11,494,500	37.20
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	4,508,000	14.59
株式会社NTT ドコモ	3,225,000	10.44
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	2,000,000	6.47
株式会社ジェーシービー	1,904,500	6.16
三井住友カード株式会社	1,904,500	6.16
ユーシーカード株式会社	1,904,500	6.16
トヨタファイナンス株式会社	1,350,000	4.37
株式会社インターネットイニシアティブ	1,000,000	3.24
大日本印刷株式会社	952,000	3.08
株式会社三菱 UFJ 銀行	657,800	2.13

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
------	---

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

—

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース
決算期	3月
業種	情報・通信
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	監査等委員ではない取締役：7名以内 監査等委員である取締役：3名以内
定款上の取締役の任期	監査等委員ではない取締役：1年以内 監査等委員である取締役：2年以内
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西村 浩哉	他の会社の出身者							○				
富本 祐輔	他の会社の出身者							○				
菅野 沙織 (戸籍上の氏名： 本間 沙織)	他の会社の出身者											
酒井 慎二	他の会社の出身者											
眞田 幸俊	学者											
柳澤 宏輝	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関 する補足説明	選任の理由
西村 浩哉		—	西村浩哉氏は、三菱商事株式会社での幅広い業務経験や、多くの会社での社外取締役を務めてきたことによる豊富な経験及び幅広い見識で、取締役会に対する有益なアドバイスをいただけるものと判断して選任しております。
富本 祐輔		—	富本祐輔氏は、当社設立直後からの社外取締役でもあり、当社が属する業界及び当社のビジネスに精通しており、取締役会に対する有益なアドバイスをいただけるものと判断し、選任しております。
菅野 沙織 (戸籍上の氏名： 本間 沙織)	○	—	菅野沙織氏は、外資系企業における豊富な経験、他社において代表取締役や、日本輸入化粧品協会理事長及び在日米国商工会議所理事といった要職を務められていたことによるグローバルな視点や、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。それらに基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督いただけるものと判断し、選任しております。
酒井 慎二	○	—	経理及び財務分野での豊富な経験を、また他社での取締役及び監査役の経験を有しており、豊富な知識と経験に基づき、的確な監査ができると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。

眞田 幸俊	○	—	第5世代移動通信システムを分野とする研究者であり、当社ビジネスと関連性がある専門的な知識を有しており、また、大学教授という幅広い見識と経験に基づき、的確な監査ができると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。
柳澤 宏輝		—	弁護士として豊富な法的知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき、専門的見地から的確な監査をしていただくことができると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができ、使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保のために、補助者の人事異動につき、監査等委員会の意見を尊重して行っております。また、監査等委員会より要請のある場合、補助者は監査等委員会の指揮及び監督のもと、監査等委員会の指示業務を優先して行うものとします。
---

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、四半期に一度、会計監査人及び内部監査室を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人及び内部監査室より、それぞれの監査計画及び職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。
--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			—			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	なし

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			—			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	なし

補足説明

—
---

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員の中から独立役員を指定しております。
---------------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	有償新株予約権の付与
---------------------------	------------

該当項目に関する補足説明

当社の将来に向けての安定的な資本構成を確立することを目的として、当社の取締役大高敦、小松原道高、谷本健、菅野沙織、酒井慎二及び眞田幸俊に対し、有償にて新株予約権を発行・付与しております。
---

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を付与しております。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。</p> <p>取締役の報酬は、監査等委員を除く取締役及び監査等委員である取締役のうち、社外取締役を分けて、それぞれ総額で開示しております。</p>
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>(1) 報酬水準の考え方</p> <p>当社の取締役の報酬総額は、2020年10月30日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内と決議しています。各事業年度における取締役の報酬は、役位ごとの役割・責任・貢献度、当会計年度の売上高および当期純利益を業績指標とした達成度合い等を勘案し、取締役会にて決定しています。</p> <p>なお、監査等委員である取締役の報酬総額は、2020年6月22日開催の第13回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議しています。</p> <p>(2) 報酬構成の考え方</p> <p>取締役の報酬は月額報酬と業績連動賞与から構成しており、月額報酬については役位ごとの役割・責任・貢献度等に基づき、業績連動賞与については当会計年度の売上高および当期純利益を業績指標として、それぞれ支給することとしています。経営の監督機能を担う社外取締役及び監査等委員の取締役については、それぞれ適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、固定の月額報酬のみを支給し、業績により変動する報酬は支給しません。</p> <p>(3) 役員報酬の審議・決定プロセス</p> <p>取締役ごとの個別報酬額の決定については、役員規程に基づき、取締役の報酬については取締役会、監査等委員の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定しております。</p>
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>取締役会付議事項につきましては、取締役会事務局より資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保しております。また、非常勤の監査等委員である取締役に対しては、常勤の監査等委員である取締役より監査等委員の監査、会計監査、内部監査の情報共有を行っております。</p>
--

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名
--------------------------	----

その他の事項

—
---

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (取締役会)

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む取締役10名で構成されており、監査等委員である取締役は全員が社外取締役であります。社外取締役には、他の会社の役員経験を有する者等を招聘し、各自の豊富な実務経験に基づく企業経営に関する知見を活用するとともに、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令及び定款に則り、取締役の業務監督機関及び経営上の重要事項の意思決定機関として機能しております。

### (監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名によって構成され、その全員が社外取締役であります。監査等委員である取締役には弁護士や企業経営について独立した観点を有する者も含まれており、各々の職業倫理の観点で経営監視が行われる体制を整備しております。

監査等委員である取締役は、取締役会その他において、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査・監督を行うため、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか、内部監査室及び会計監査人との会合も設け、監査に必要な情報の共有化を図っております。

### (経営会議)

当社の経営会議は、原則月2回開催しており、経営方針に基づいた業務執行の企画、立案を行い、各本部における具体的施策の進捗状況を管理し、問題点についての議論の末進むべき方向性を決定しております。また、取締役会に上程する議案等の審議も行っております。

### (コンプライアンス委員会)

当社のコンプライアンス委員会は、原則、毎月1回開催し、当社取り巻くさまざまなリスクにつき共通認識を確立するとともに、その対応策についても協議・検討しております。

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士及びその他専門家に相談し、必要な検討を実施しております。さらに、内部通報制度を導入しており、社内外で問題が発見された場合には、その連絡者の保護を十分配慮した上でコンプライアンス委員会にて対応を検討し、事実関係の調査を進める等、問題点の早期解決を図る体制を整えております。また必要に応じて顧問弁護士の助言を得て、適法性にも留意しております。



3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2021年3月期に監査等委員会設置会社に移行しています。その理由は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を行うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応える体制を構築し、また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図ることにあります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、出来るだけ早期の招集通知発送を予定しております。また当社ホームページに招集通知を掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、上場後の定時株主総会からインターネットによる議決権行使が可能となるよう検討を進めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在のところ作成・公表はしておりませんが、株主・投資家の皆様に透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、今後当社ホームページへの掲載を予定しております。	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を実施していくことを検討したいと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期決算毎にアナリスト・機関投資家向け説明会を実施していくことを検討したいと考えております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの説明会も実施していくことを検討したいと考えております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページの IR サイトに決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他開示資料を掲載予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	適時開示の責任者は管理本部を管掌する取締役であり、適時開示の担当部署である経理財務部及び IR 業務の担当部署である経営戦略室で実施します。	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、あらゆる企業活動の実践に際して公正かつ健全な事業活動の推進を図ることを目的として、企業情報を適切に管理するとともに、ステークホルダーを含め社会一般からの正しい理解を得て、透明性の保持を図るため、情報を適時・適切に公開することを、企業行動指針にて定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後の検討事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要であると考えております。そのため、上半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に行うことに加え、個人投資家向け説明会の実施や機関投資家への訪問を計画しております。さらに、当社のホームページ内に IR 専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。
その他	—
実施していない	—

## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2019年3月22日の取締役会にて「内部統制システム基本方針」を定め、2022年3月24日の取締役会に改定を行い、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

## (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、文書管理規程、個人情報保護基本規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理します。

## (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を制定、周知及び徹底し、法令遵守及びリスク管理についての徹底及び指導を行っています。その上で、取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、役職員等は組織横断的なリスクの状況把握及び監視を行い、取締役社長に対してリスク管理に関する事項を報告します。また、不測の事態が発生した場合には、取締役社長に対して損失の危機の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行うとともに、経営危機管理規程に基づき取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速に対処します。

## (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

## ①各種社内会議体制の整備

取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督します。また、月に2回以上開催される経営会議にて取締役会上程案件、取締役社長決裁案件等の協議等を行っています。

## ②職務権限及び責任の明確化

職務権限規程及び稟議規程に基づき、適切に業務を分掌させうえて、権限の委譲を行い、付与された権限に基づき、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築します。

## (4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動指針、役職員行動規範、コンプライアンス関連規程等の各種規程の制定及び周知徹底を行っています。当社は、審議及び諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス基本規程を制定し、運用をすることで、コンプライアンス体制の整備並びに問題点の把握及び改善を図っています。コンプライアンス委員会の審議結果を踏まえてコンプライアンス・法務部は、再発防止策の展開等、コンプライアンス推進活動を行います。また、内部監査室は監査等委員会と連携し、使用人の職務執行に関する状況把握及び監査を定期的に行い、取締役社長に報告し、必要に応じてコンプライアンス・法務部が人事部と連携して社内教育及び研修を実施します。また、監査等委員会は取締役の職務執行のモニタリングを行い、状況把握及び監査を定期的に行います。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

(6) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人の人事異動につき、監査等委員会の意見を尊重して行います。監査等委員会より要請のある場合、前項の使用人は監査等委員会の指揮及び監督のもと、監査等委員会の指示業務を優先して行うものとします。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、以下の重要事項を報告するものとします。また、取締役及び使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には速やかに対応するものとします。

- i 当社の重要な機関決定事項
- ii 当社の経営状況のうち重要な事項
- iii 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- iv 当社における内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- v 当社における重大な法令及び定款違反
- vi その他、当社に関する重要事項

(8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会と社長、主要部室長との連絡会を定期的を開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努めております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等に規定される財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用及び評価を継続的に行うことで、発生した不備に対して必要な是正措置を講じます。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、役職員行動規範及び反社会的勢力対策規程を制定、周知及び徹底します。その中で法令遵守はもとより、「社会的

良識をもって行動する」旨だけでなく、「反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じない」旨を定めています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係はありません。当社の特別利害関係者、株主、取引先等においても反社会的勢力との関係は無いと認識しています。

また、当社は、役職員行動規範に「反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じない」旨を定めるとともに、ホームページにて反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり、公表しております。

- a 当社は、組織全体として反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じません。
- b 当社は、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の如何に関わらず、一切応じません。
- c 当社は、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めます。
- d 当社は、反社会的勢力に対応する役職員及び関係者の安全を確保します。

このような基本方針のもと、反社会的勢力への対応に関して「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力の排除に関する細則」を定めております。

さらに、反社会的勢力との取引防止のために、取引開始時等において部署内で注意をうながし、また全社的にもコンプライアンス・法務部コンプライアンスグループによる反社会的勢力との取引防止についての社内研修や教育メルマガの配信等を行う事で、当社の全ての役員、従業員を対象に反社会的勢力との関係の遮断に関して、周知徹底を図っております。

当社における、反社会的勢力に対する業務を所管する部署はコンプライアンス・法務部とし、不当要求等に対する対応部署への速やかな通報や外部専門機関への相談等の実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力の排除に関する細則」及び「反社会的勢力及び反市場勢力チェックマニュアル」を整備しています。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設ける等、その徹底を図っております。

外部組織との連携に関しては、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加しており、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。また、特殊暴力防止対策連合会に加入し、2019年4月には当社における不当要求防止責任者(コンプライアンス・法務部長)を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制を構築しております。

### V. その他

#### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

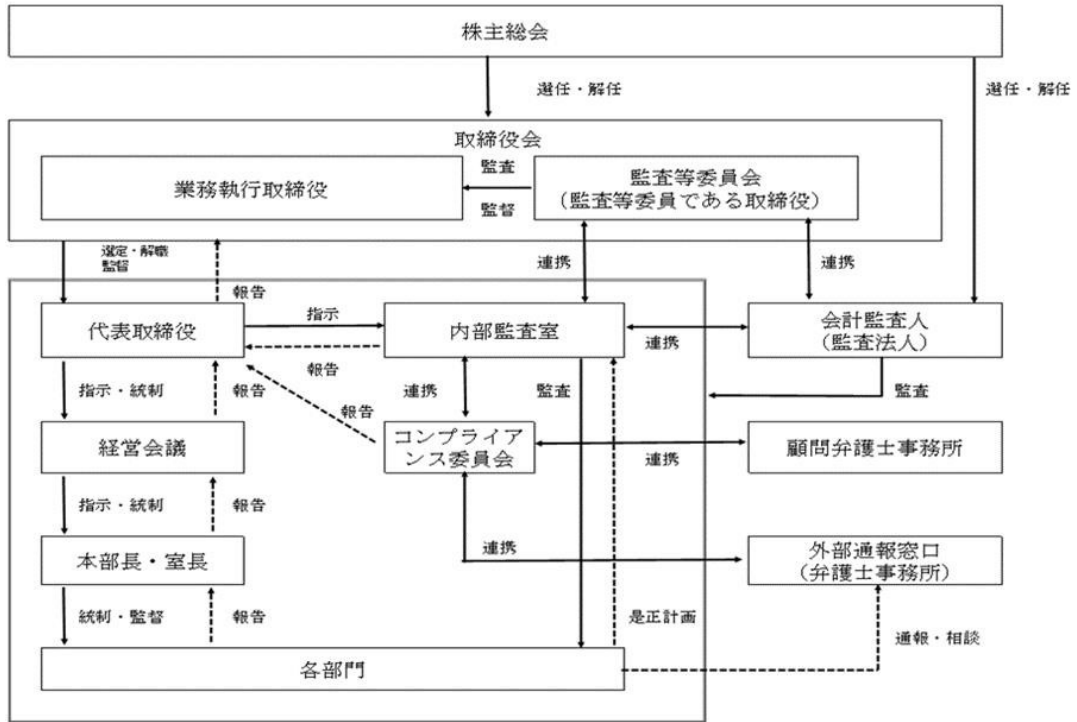
該当項目に関する補足説明

—
---

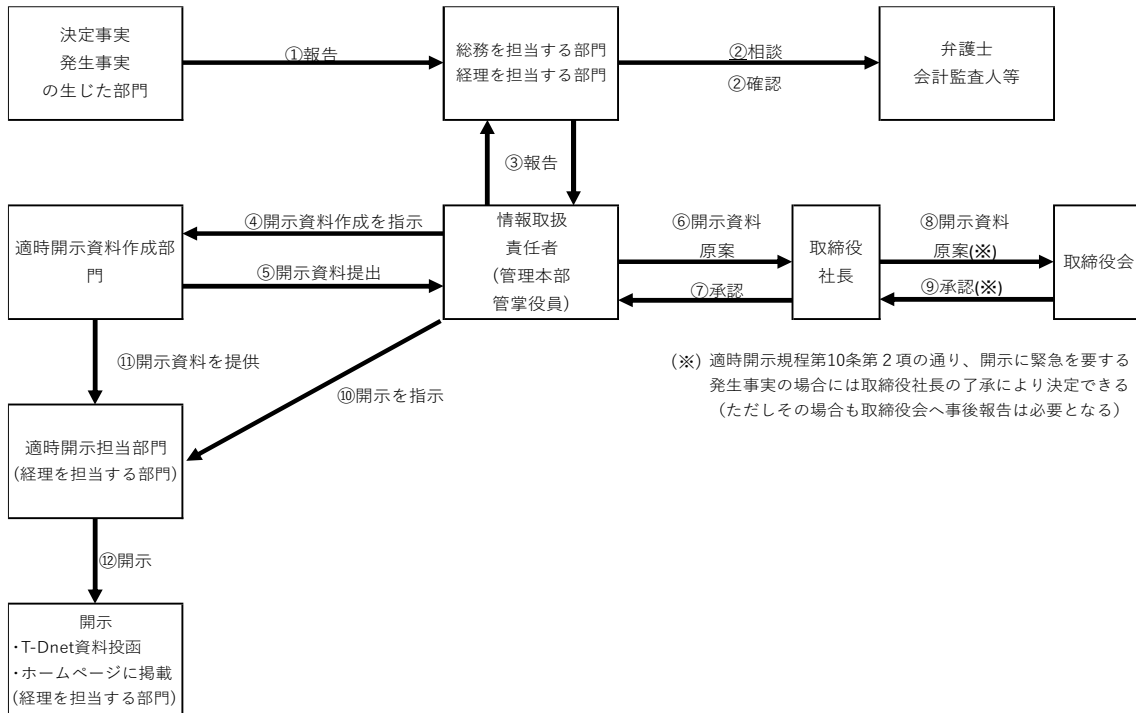
#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレートガバナンス体制及び適時開示に関する体制を参考資料として添付いたします。
--

【コーポレートガバナンス体制の概要（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



(※) 適時開示規程第10条第2項の通り、開示に緊急を要する発生事実の場合には取締役社長の了承により決定できる(ただしその場合も取締役会へ事後報告は必要となる)

以上